

## 令和4年度第一回横浜市学校保健審議会 次第

日時：令和4年12月22日(木) 午後6時30分～

場所：横浜市庁舎18階 みなと1・2・3会議室

### 1 開会

### 2 委員紹介

### 3 議事

#### (1) 報告事項

- ア 学校関係者に関する新型コロナウイルス感染症の感染状況及び感染対策について
- イ 学校安全部会及びゲーム障害に関する部会について
- ウ 児童生徒に対するゲーム障害・ネット依存に関する実態調査について
- エ ゲーム障害・ネット依存に関するプロジェクトチームの進捗状況について

#### (2) 審議事項

ゲーム障害・ネット依存に関する取組、施策について

#### (3) その他

### 4 閉会

#### ○ 配付資料

- ・ 委員名簿
- ・ 横浜市学校保健審議会条例
- ・ 横浜市学校保健審議会運営要領
- ・ 横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱
- ・ 学校関係者に関する新型コロナウイルス感染症の感染状況及び感染対策について
- ・ 学校安全部会及びゲーム障害に関する部会について
- ・ 横浜市記者発表資料「横浜市立小中学校児童生徒に対するゲーム障害・ネット依存に関する実態調査」の報告書が提出されました。」
- ・ ゲーム障害・ネット依存に関するプロジェクトチームの進捗状況について

# 横浜市学校保健審議会委員名簿

(任期：令和3年2月1日～令和5年1月31日)

(委員)

| 氏名                              | 性別 | 選出区分    | 役職名                              |
|---------------------------------|----|---------|----------------------------------|
| ものべ<br>物部 博文                    | 男  | 学識経験者   | 横浜国立大学教育学部教授                     |
| すずき<br>鈴木 裕子                    | 女  | 学識経験者   | 国士舘大学文学部教育学科教授                   |
| おおくぼ<br>大久保 辰雄                  | 男  | 学校保健関係者 | 横浜市医師会 常任理事<br>学校医部会 副部長 (内科校医)  |
| ほりもと<br>堀元 隆司<br>(令和3年9月17日～)   | 男  | 学校保健関係者 | 横浜市歯科医師会 副会長                     |
| おおき<br>大木 昭子                    | 女  | 学校保健関係者 | 横浜市薬剤師会 常務理事<br>学校薬剤師会 副部長       |
| たけはら<br>竹原 浩太郎<br>(令和4年10月21日～) | 男  | 学校保健関係者 | 横浜市PTA連絡協議会 会長                   |
| あまがい<br>天貝 徹<br>(令和3年9月17日～)    | 男  | 学校保健関係者 | 横浜市医師会 常任理事<br>学校医部会 常任幹事        |
| たかおか<br>高岡 香                    | 女  | 学識経験者   | 弁護士<br>茨城県立医療大学客員教授              |
| たなべ<br>田邊 麻耶                    | 女  | 学識経験者   | 弁護士                              |
| さとう<br>佐藤 豊                     | 男  | 学識経験者   | 桐蔭横浜大学 スポーツ健康政策学部<br>スポーツ教育学科 教授 |
| うめざわ<br>梅澤 秋久                   | 男  | 学識経験者   | 横浜国立大学教育学部教授                     |

(臨時委員)

| 氏名                           | 性別 | 選出区分  | 役職名  |
|------------------------------|----|-------|--|
| あおき<br>青木 治人<br>(令和4年1月1日～)  | 男  | 学識経験者 | 横浜スポーツ医科学センター長・整形外科医                       |
| いでぐち<br>井手口 学<br>(令和4年1月1日～) | 男  | 学識経験者 | 横浜国立大学 非常勤講師                               |
| ほりい<br>堀井 雅道<br>(令和4年7月1日～)  | 男  | 学識経験者 | 国士舘大学 文学部教育学科准教授                           |
| うまがい<br>浮貝 明典<br>(令和4年7月1日～) | 男  | 学識経験者 | 特定非営利活動法人PDDサポートセンター<br>グリーンフォレスト 地域生活支援部長 |
| むらまつ<br>村松 謙<br>(令和4年7月1日～)  | 男  | 学識経験者 | 弁護士  |
| せりざわ<br>芹澤 杏奈<br>(令和4年7月1日～) | 女  | 学識経験者 | 弁護士  |

○横浜市学校保健審議会条例

昭和39年6月10日

条例第72号

改正 平成16年12月24日条例第79号

平成29年10月5日条例第40号

横浜市学校保健審議会条例をここに公布する。

横浜市学校保健審議会条例

(設置)

第1条 横浜市立学校（以下「学校」という。）における保健、安全の管理及び教育を適正に行うため、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、横浜市学校保健審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（平16条例79・一部改正）

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 学校の児童、生徒及び教職員（以下「児童等」という。）の保健管理に関すること。
- (2) 児童等の伝染病の予防及び食中毒の防止に関すること。
- (3) 児童等の精神衛生に関すること。
- (4) 保健教育に関すること。
- (5) 学校における安全管理に関すること。
- (6) 安全教育に関すること。
- (7) 学校環境の整備に関すること。
- (8) その他学校保健の振興に関すること。

2 審議会は、前項の諮問に関連する事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 委員は、学識経験のある者、学校保健関係者その他教育委員会が必要と認める者のうちから、教育委員会が任命する。
- 4 臨時委員は、学識経験のある者その他教育委員会が必要と認める者のうちから、教育委員会が任命する。

(平29条例40・一部改正)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員の任期は、その都度教育委員会が定める。

(平29条例40・一部改正)

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 教育委員、教育長及び教育委員会事務局職員は、必要に応じ、会議に出席し、発言することができる。

(平29条例40・一部改正)

(部会)

第6条の2 審議会に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員又は臨時委員10人以内をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、会長の指名する部会の委員又は臨時委員が、その職務を代理する。
- 5 第5条第3項の規定は部会長の職務について、前条の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第5条第3項並びに前条第1項及び第3項中「会長」とあるのは「部会長」と、第5条第3項及び前条第1項中「審議会」とあるのは「部会」と

と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と、「臨時委員」とあるのは「部会の臨時委員」と読み替えるものとする。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(平29条例40・追加)

(関係者の出席等)

第6条の3 会長又は部会長は、それぞれ審議会又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(平29条例40・追加)

(幹事及び書記)

第7条 審議会に、幹事及び書記若干人を置く。

- 2 幹事及び書記は、教育委員会事務局職員のうちから、教育委員会が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について、委員及び臨時委員を補佐する。
- 4 書記は、会長の命を受け、審議会の事務に従事する。

(平29条例40・一部改正)

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行後最初の審議会の招集は、教育委員会が行なう。

附 則 (平成16年12月条例第79号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年10月条例第40号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市学校保健審議会条例第3条第4項の規定により横浜市学校保健審議会の特別委員に任命されている者は、この条例による改正後の横浜市学校保健審議会条例第3条第4項の規定により横浜市学校保健審議会の臨時委員に任命された者とみなす。

## 横浜市学校保健審議会運営要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、横浜市学校保健審議会条例（昭和39年6月横浜市条例第72号）に基づく横浜市学校保健審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (議事日程)

第2条 審議会の会長（以下「会長」という。）は審議会の議事日程を定め、あらかじめ審議会の委員（以下「委員」という。）に通知するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

2 会長が必要と認めるとき、又は委員からの発議があったときは、会長は、会議に諮り討議を行わないで、議事日程を変更することができる。

### (開会等)

第3条 審議会の開会、閉会、中止等は、会長がこれを宣告する。

2 会長は、開会の宣告後、会議の定足数を確認するものとする。

3 会長は、委員の出席数が定数に満たないとき、又は会議中出席者が定足数を欠けたときは、延会又は休憩を宣告するものとする。

### (議事の運営)

第4条 議事の運営は、報告、説明、質疑、討論及び議決の順序によるものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、この限りでない。

### (発言及び採決)

第5条 会議において発言しようとするものは、会長を呼び、会長の許可を得た上、簡潔に、かつ議題に即して発言しなければならない。

2 会長は、質疑及び討論の終結を宣告しようとするときは、会議に諮り、討議を行わないで、これを決定するものとする。

3 会長は、採決するとき、その旨を宣告するものとする。

### (会議録)

第6条 審議会は、会議録を作成するときは、次の事項を記録するものとする。

(1) 開会及び閉会に関する事項並びに開催年月日時

(2) 出席委員及び欠席委員の氏名

(3) 議事日程等

(4) 議案に関する議事及び議決の状況

(5) 議案及び関係資料

(6) その他審議会が必要と認める事項

2 前項の場合において、会議録は、審議経過、結論等が明確となるよう作成し、審議会の会議において確認を得るものとする。ただし、非公開の会議に係る会議録の確認を得

る場合又は次回の会議開催まで1箇月以上を要する場合においては、審議会があらかじめ指名した者の確認を得ることとすることができる。

(審議会会議の公開)

第7条 審議会会議は公開とする。

- 2 審議会会議の傍聴を希望する者は、会議当日、会場の受付で受付簿に氏名、年齢及び住所を記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。
- 3 前項の傍聴券は、会議当日、先着順に交付する。

(会議資料の配布)

第8条 審議会会議を公開するときは、会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）に会議資料を配布するものとする。この場合において、傍聴者に配布する会議資料の範囲は会長が定める。

(秩序の維持)

第9条 傍聴者は、会場の指定された場所に着席しなければならない。

- 2 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りでない。
- 3 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他会長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

(会場からの退去)

第10条 会長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等会議の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、会長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

(会議の非公開)

第11条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条ただし書の規定により会議を非公開とするときは、会長はその旨宣告するものとする。

- 2 会長は、委員の発議により会議を非公開とするときは、各委員の意見を求めるものとする。
- 3 会議を非公開とする場合において、会場に傍聴者等がいるときは、会長は、その指定する者以外の者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。

(部会)

第12条 前各条の規定は、部会会議について準用する。この場合において、本要領中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(部会の議決)

第13条 横浜市学校保健審議会条例第6条の2第6項に定める部会議決については、



事前に審議会の承認をもって、審議会の議決とすることができる。

附 則

この要領は、平成14年1月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年10月25日から施行する。

## 横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱

制 定 平成12年 6 月

最近改正 平成24年 3 月

### (趣旨)

**第1条** この要綱は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第31条の規定に基づく附属機関の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象とする会議)

**第2条** この要綱の対象とする会議は、次に定める機関の会議とする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関
- (2) 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき設置された附属機関

### (会議開催の事前公表)

**第3条** 附属機関の会議の開催に当たっては、当該会議の開催の日前7日までに、次に掲げる事項を記載した会議案内（様式第1号）を、市役所掲示板（当該附属機関の会議が通常の場合において、区で開催されるときは、当該区役所掲示板）に掲示し、併せてホームページに掲載するものとする。ただし、緊急に附属機関の会議を開催するときは、開催の決定後、速やかにこれを行うものとする。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 議題
- (4) 公開・非公開の別
- (5) 傍聴を認める者の定員（公開する場合のみ）
- (6) 傍聴の申込方法（公開する場合のみ）
- (7) 問合せ先

2 前項の会議案内は、横浜市市民情報センター（当該附属機関の会議が通常の場合において、区で開催されるときは、当該区役所総務部区政推進課広報相談係）に備え置き、市民の閲覧に供するものとする。

### (非公開等の決定)

**第4条** 附属機関の長は、当該附属機関の会議の一部又は全部の非公開を決定することができる。

2 前項の場合において、附属機関の長は、必要があると認めるときは、出席委員の意見を聴くことができる。

#### (理由等の会議録への記録等)

**第5条** 附属機関の会議の一部又は全部を非公開とした場合には、その旨を第8条に定める会議録に記録するものとする。

#### (会議の傍聴等)

**第6条** 附属機関の会議の公開については、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 前項の場合において、附属機関は、傍聴を認めるものの定員を定めることができる。

3 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、先着順とするものとする。ただし、附属機関が必要と認めるときは、抽選によることができる。

4 附属機関は、会議の公開に当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続その他必要な事項を定め、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めなければならない。

#### (会議資料の提供)

**第7条** 附属機関の会議が公開されるときは、傍聴者に会議資料を配布するものとする。ただし、図面、地図、写真、報告書等については、会場に備え、閲覧できるようにするものとする。

#### (会議録の写しの閲覧)

**第8条** 附属機関は、会議を公開した場合においては、当該会議に係る会議録（横浜市附属機関設置運営要綱第5条第3項に規定する会議録をいう。）の写し等を、会議録の確定後、担当課及び横浜市市民情報センターにおいて1年間閲覧に供するとともに、ホームページへ掲載するものとする。

#### (運営状況の報告)

**第9条** 附属機関は、毎年1回、次に掲げる事項について取りまとめ、様式第2号により、市民局長に報告するものとする。

- (1) 会議の開催状況
- (2) 公開された会議の議題及び回数
- (3) 非公開とされた会議の議題及び回数
- (4) 各回の傍聴者数

2 市民局長は、毎年1回、附属機関の会議の公開に関する状況について取りまとめ、これを公表するものとする。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

### (附属機関の長が選任されていない場合の特例)

- 2 附属機関の長が選任されていない場合は、当該附属機関の会議は、公開で行うものとする。この場合において、附属機関の長が選任されたときは、会議の非公開等の決定は、第4条に定めるところによる。

## 附 則

この要綱は、平成15年4月10日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条)

会 議 案 内

| 開催日時                      | 会 議 名 | 開催場所 | 議 題         | 公開・<br>非公開の別 | 傍聴者<br>の定員 | 傍聴の申込方法 | 問合せ先              |
|---------------------------|-------|------|-------------|--------------|------------|---------|-------------------|
| 平成 年<br>月 日<br>時から<br>時まで | 第 回   |      | 1<br>2<br>3 |              | 人          |         | 局 課<br><br>電話 ( ) |

様式第2号（第9条）

年 月 日

市 民 局 長

局 区 長

年度附属機関の会議の公開に関する運営状況について（報告）

標記について、次のとおり報告します。

1 附属機関の名称

2 運用状況の概要

| 会議の開催回数（a） | 公開された会議の回数（b） | 非公開とされた会議の回数<br>(同一会議で一部公開とした場合は内数) | 傍聴者数<br>(合計) | 公開率<br>(b / a) |
|------------|---------------|-------------------------------------|--------------|----------------|
| 回          | 回             | 回                                   | 人            | 約 . %          |

3 内訳

| 開催日 | 議 題 | 公開・非公開の別 | 傍聴者数 |
|-----|-----|----------|------|
| 月 日 |     |          |      |
|     |     |          |      |
|     |     |          |      |
|     |     |          |      |
|     |     |          |      |
|     |     |          |      |

## 学校関係者に関する新型コロナウイルス感染症の感染状況及び感染対策について

### 1 令和2年度の状況（令和2年度実績 横浜市教育委員会点検・評価報告書 抜粋）

緊急事態宣言の解除に伴って、全国一斉臨時休業が終了し、本市においても令和2年6月から、分散登校や時差通学等により、段階的に学校教育活動を再開しました。手洗いの励行、マスクの着用や換気の実施、各教科活動の状況に応じた感染症対策等、各学校において、いわゆる「3密」を避けるなどしながら、児童生徒が安心して学校生活を送れるように取り組みました。

再開後は、2週間ごとに段階を上げて通常授業に戻すとともに、給食・昼食や部活動についても、徐々に再開することとしました。段階的に教育活動を展開したことで、大きな混乱もなく、7月以降、通常の状態に戻すことができました。

令和2年度の夏季休業は2週間に短縮して設定し、学校再開後は夏季休業前と比較して、新型コロナウイルス感染症への感染不安を理由に欠席する児童生徒が、市内の感染動向を受けて一時的に若干増加したものの、その後は減少して落ち着きを取り戻し、全体として元気に登校している児童生徒の様子が見られました。

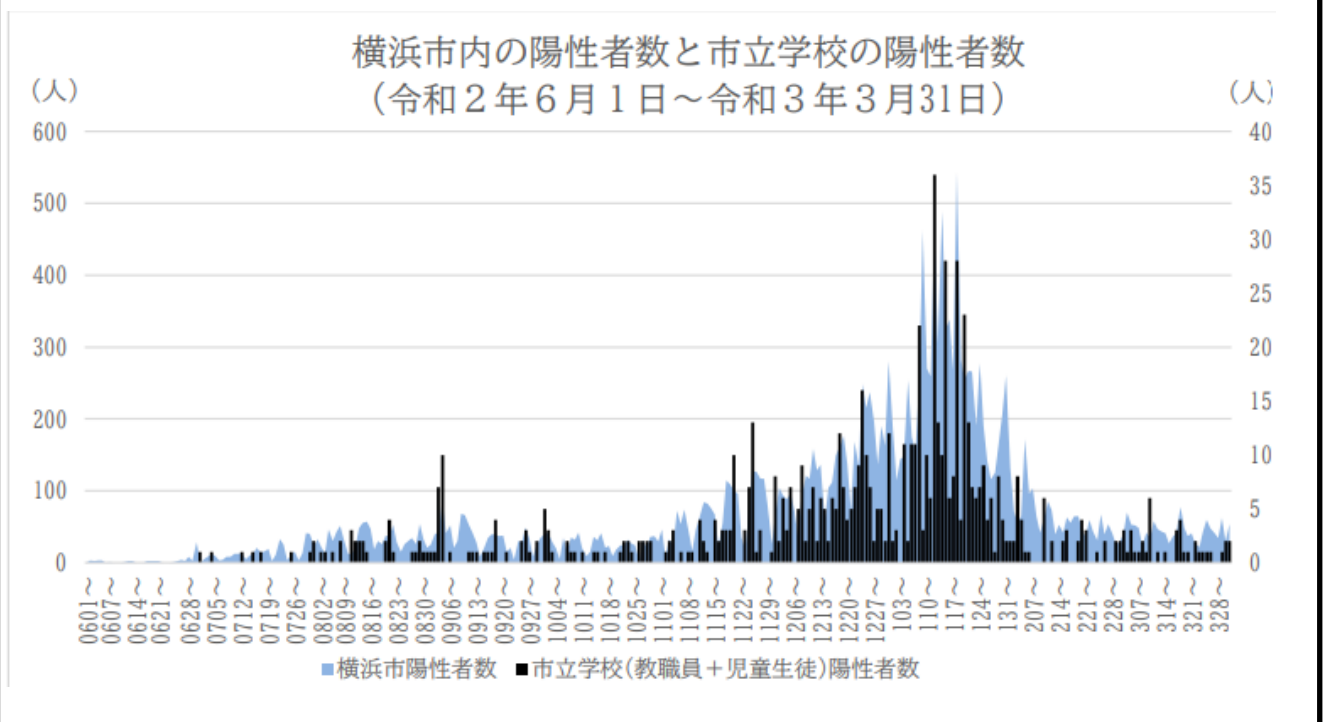
令和3年1月には、神奈川県を含む1都3県に対して、2回目の「緊急事態宣言」が発出されましたが、国からは、地域一斉の臨時休業は避け、教育活動を継続するとされており、神奈川県教育委員会においても、県立学校に対して、学校運営を継続することとされました。

これらを踏まえて、本市においても、これまで各学校において講じてきた様々な感染拡大防止措置を継続しながら、市中の感染拡大傾向を踏まえて、改めて「横浜市立学校の教育活動の再開に関するガイドライン」等に基づき、感染予防の取組を徹底してきました。

#### (1) 児童生徒及び教職員の感染状況

##### ○令和2年6月1日から令和3年3月31日までの感染状況（グラフ）

令和2年6月1日の学校再開以降、令和3年3月31日までの間に教職員の感染者は101人、児童生徒の感染者は654人、感染者が発生した学校は328校となっています。



○年間を通しての傾向など

・児童生徒の感染状況

＜表 児童生徒の感染状況（6月1日～3月31日）＞

| 児童生徒   | 感染者数 |       |     | 家庭内感染 |     | 学校内感染 |    | 家庭・学校以外の活動・交流等 |     | 不明   |     |
|--------|------|-------|-----|-------|-----|-------|----|----------------|-----|------|-----|
|        | 感染者数 | 有症状者数 |     |       |     |       |    |                |     |      |     |
| 小学校    | 365人 | 157人  | 43% | 309人  | 85% | 2人    | 1% | 4人             | 1%  | 50人  | 14% |
| 中学校    | 267人 | 168人  | 63% | 155人  | 58% | 7人    | 3% | 4人             | 1%  | 101人 | 38% |
| 高等学校   | 19人  | 15人   | 75% | 5人    | 25% | 1人    | 5% | 1人             | 5%  | 12人  | 63% |
| 特別支援学校 | 3人   | 2人    | 67% | 1人    | 33% | 0人    | 0% | 1人             | 33% | 1人   | 33% |
| 総計     | 654人 | 342人  | 52% | 470人  | 72% | 10人   | 2% | 10人            | 2%  | 164人 | 25% |

感染経路については、「家庭内感染」が小学校 85%、中学校 58%で最も高い割合となっており、高校では「感染経路不明」が 63%と最も高い割合となっています。「感染経路不明」は、中学校でも 38%と高い割合となっていることから、生活圏が広がる中学生、高校生については、学校外における行動についても自ら感染症対策を意識することができるよう指導することが必要と考えられます。

また、感染した児童生徒の症状については、48%が無症状となっています。有症状については、発熱、咳、頭痛、味覚・嗅覚の異常等が報告されていますが、重症例はありません。

・学校の状況

6月の学校再開から3月31日までに、教職員と児童生徒で陽性が確認された市立学校は328校で、このうち小学校1校、中学校3校で集団感染が確認されました。休業措置を取った学校は77校です。

学校内では、昼食・給食などマスクを外す場面、合唱や管楽器演奏、運動等で激しい呼吸を伴う活動や身体接触が伴う活動、部活動での着替えや休憩について、特に注意する必要があることを、区福祉保健センターから助言を受けていますので、ガイドラインに反映させて周知しています。学校内で濃厚接触者が特定されなかった事例を見ると、基本的な感染対策が有効であったと考えています。

また、複数名の児童生徒の感染が確認された学校や、区福祉保健センターの調査により助言を受けた学校では、基本的な感染対策の中に具体的な工夫を加えることや、家庭との連携、児童生徒の意識向上に努めるなど、感染対策のより一層の強化に取り組みました。

さらに、多くの学校において、新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや差別が起こらないよう、人権教育にも取り組みました。



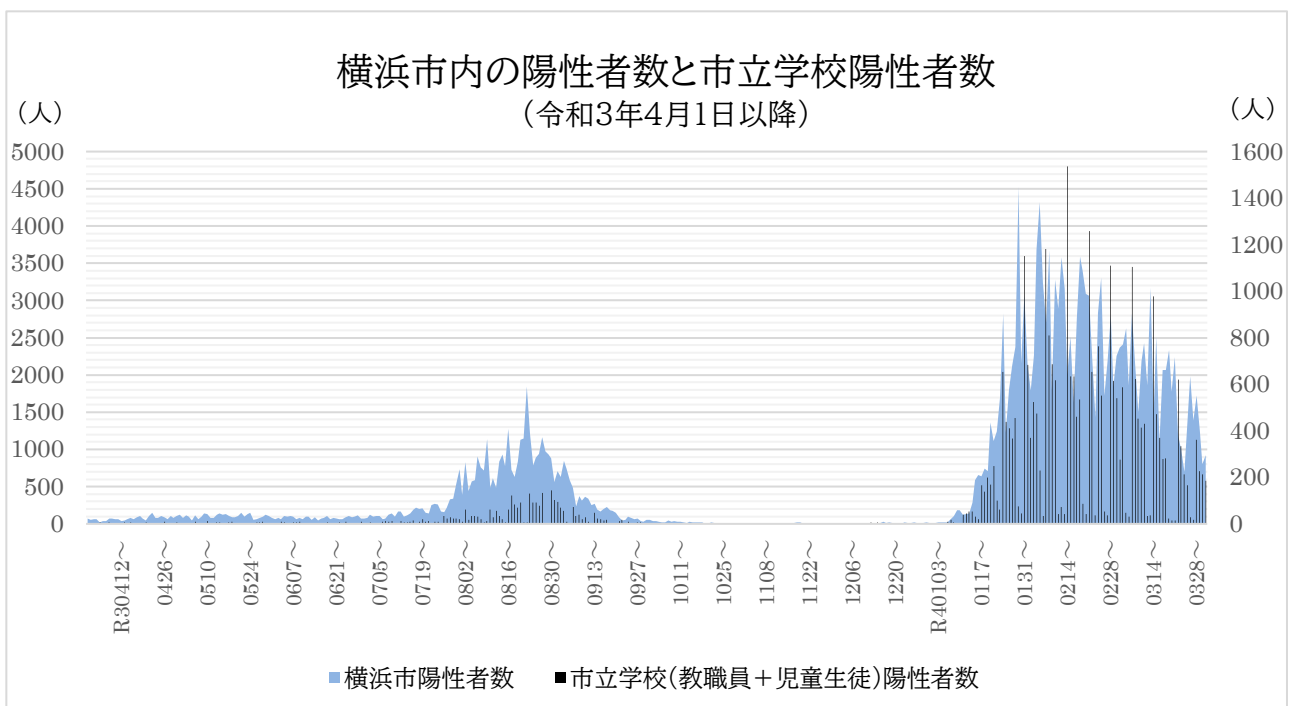
## 2 令和3年度の状況（令和3年度実績 横浜市教育委員会点検・評価報告書 抜粋）

令和2年度に策定した「横浜市立学校の教育活動の再開に関するガイドライン」に基づき、手洗いの励行、マスクの着用や換気の実施、各教科活動の状況に応じた感染症対策等、各校において、いわゆる「3密」を避けるなどしながら、児童生徒が安心して学校生活を送れるように引き続き取り組みました。

令和3年度は、4月20日から8月1日までが「まん延防止等重点措置期間」、8月2日から9月30日までが「緊急事態宣言期間」、1月9日から3月22日までが「まん延防止等重点措置期間」となりました。その間においては、神奈川県からの要請等に基づき、県をまたぐ移動や泊をともなう行事を中止又は延期とするなど、感染リスクの高い活動を避け、学校教育活動を継続しました。

### （1）児童生徒及び教職員の感染状況（令和3年4月1日から令和4年3月31日）

令和3年4月1日以降、令和4年3月31日までの間に児童生徒の感染者は29,982人、教職員の感染者は2,096人、感染者が発生した学校は504校となっています。



### （2）年間を通しての傾向など

#### ・児童生徒の感染状況

令和3年度の感染状況については、7月～9月のいわゆる第5波、令和4年1月以降の第6波があり、市中の感染拡大に伴い、市立学校関係者においても感染者が急増しました。児童生徒の感染者数は、第5波では1週間に最大487人、第6波では1週間に最大3,654人の報告がありました。

感染した児童生徒の症状については、ほとんどが有症状で、発熱、咳、頭痛、味覚・嗅覚の異常等が報告されていますが、重症例はありません。

＜表 児童生徒の感染状況（令和3年4月1日から令和4年3月31日）＞

| R3<br>年度 | 4月 | 5月  | 6月 | 7月  | 8月    | 9月  | 10月 | 11月 | 12月 | 1月    | 2月     | 3月    | 合計     |
|----------|----|-----|----|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-------|--------|-------|--------|
| 小        | 38 | 67  | 66 | 147 | 877   | 362 | 21  | 13  | 28  | 3,456 | 10,654 | 7,450 | 23,179 |
| 中        | 18 | 28  | 25 | 115 | 523   | 197 | 9   | 4   | 3   | 1,012 | 2,338  | 1,805 | 6,077  |
| 高        | 2  | 9   | 3  | 20  | 57    | 21  | 1   | 0   | 0   | 122   | 159    | 173   | 567    |
| 特        | 0  | 0   | 1  | 0   | 18    | 10  | 1   | 0   | 0   | 16    | 61     | 52    | 159    |
| 計        | 58 | 104 | 95 | 282 | 1,475 | 590 | 32  | 17  | 31  | 4,606 | 13,212 | 9,480 | 29,982 |

※義務教育学校（前期課程）は小学校に、義務教育学校（後期課程）は中学校に振り分けています。

※児童生徒は学校からの報告日で集計しています。

### ・学校の状況

令和3年4月1日から令和4年3月31日までに、教職員と児童生徒で陽性が確認された市立学校は504校ありました。児童生徒等や教職員の陽性が判明した場合、学校での活動の状況を踏まえ、学校内で感染が広まっている可能性が高いと判断した場合、必要に応じて、教育委員会が学級単位、学年単位又は学校全体の臨時休業を実施しました。臨時休業とした学校が延べ454校あり、内訳は、学校全体の臨時休業が15校、学年閉鎖が15校、学級閉鎖が424校でした。

臨時休業の考え方については、当初、「①複数名の感染が判明した場合、②1名の感染が判明するとともに、複数名に発熱等風邪症状がある場合、③その他教育委員会が必要と判断した場合」に、濃厚接触者等の特定及びその検査結果が判明し全体像が把握できるまでの期間として、概ね数日から1週間程度、学級閉鎖等臨時休業としていました。

令和4年1月からのオミクロン株感染拡大に伴う当面の対応として、学級閉鎖の考え方については、神奈川県教育委員会からの通知やオミクロン株が急拡大した際の臨時休業の経験を踏まえ、学校内における感染拡大防止措置を図りながら、学びの保障や児童生徒の「居場所」の確保の観点から、より必要な範囲、期間に限定して実施することとしました。

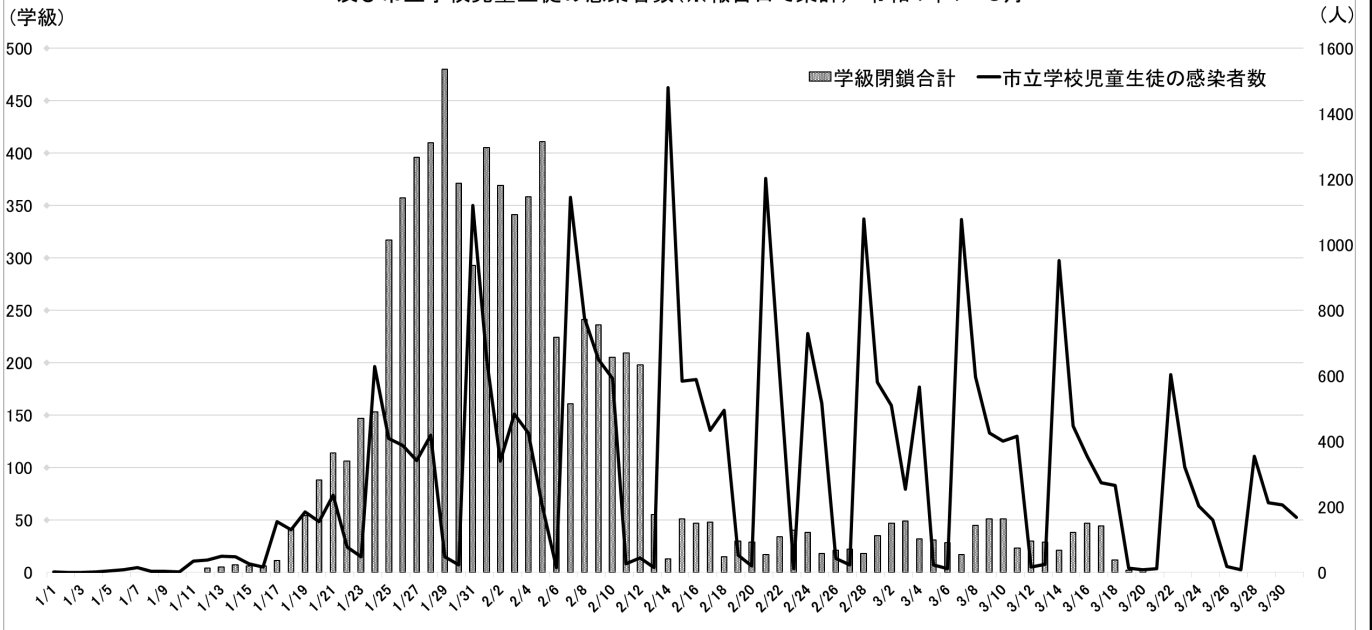
具体的には、令和4年2月9日以降、「①3名以上の感染が判明した場合、②2名の児童生徒の陽性が判明するとともに、複数の発熱等の風邪症状を有する者・濃厚接触者が存在し、両者の合計が当該学級の在籍者数の15%を上回った場合」のいずれかの条件に該当し学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、及び「③その他教育委員会が必要と判断した場合」に、3日間程度、学級閉鎖等臨時休業を実施しています。学級閉鎖は2月7日の週は平均で186学級でしたが、1か月後の3月7日の週は平均で35学級となり、3月21日からはゼロとなりました。

学校内では、昼食・給食などマスクを外す場面、合唱や管楽器演奏、運動等で激しい呼吸を伴う活動や身体接触が伴う活動、部活動での着替えや休憩について、特に注意する必要があることを、区福祉保健センターから助言を受けていますので、ガイドライン等に反映させて周知しています。

また、複数名の児童生徒の感染が確認された学校や、区福祉保健センターより助言を受けた学校では、基本的な感染対策の中に具体的な工夫を加えることや、家庭との連携、児童生徒の意識向上に努めるなど、感染対策のより一層の強化に取り組みました。

<学級閉鎖数（一般級）及び市立学校児童生徒の感染者数の推移（令和4年1月1日～3月31日）>

市立小・中学校の学校学級閉鎖数(一般級)の推移(※学校全体の臨時休業や学年閉鎖の分も含む)  
及び市立学校児童生徒の感染者数(※報告日で集計) 令和4年1～3月

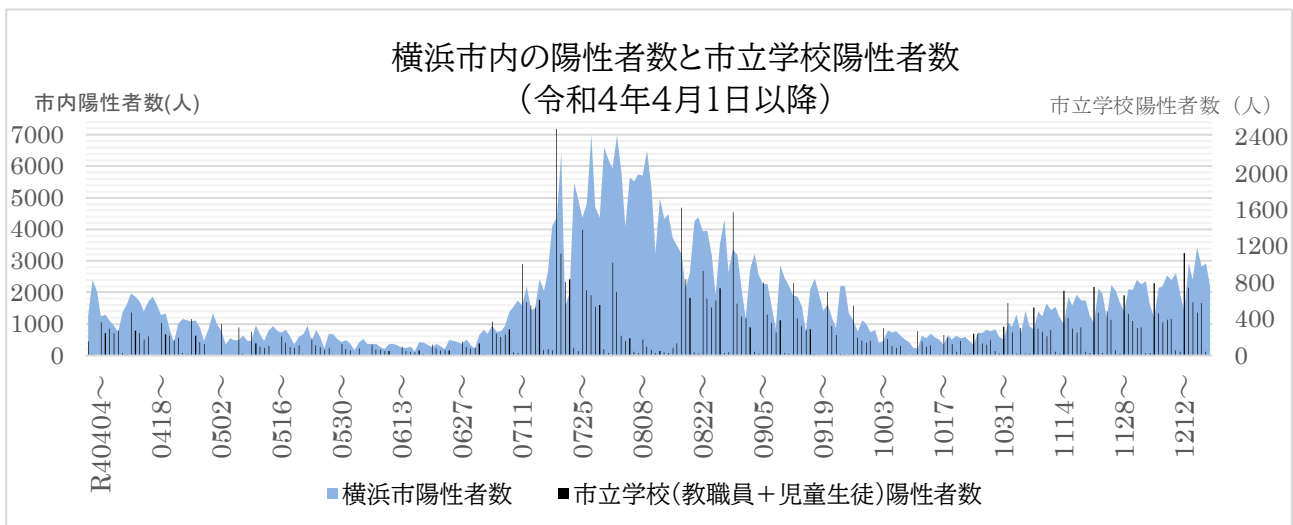


### 3 令和4年度の状況（令和4年4月1日～令和4年12月18日）

令和2年度に策定した「横浜市立学校の教育活動の再開に関するガイドライン」を、学校における基本的な感染症対策に絞りまとめた「横浜市立学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に名称変更して策定し、「3つの密（密閉・密集・密接）」を避ける、「人との間隔が十分とれない場合のマスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」など基本的な感染対策を継続する「新しい生活様式」を導入しながら、地域の感染状況を踏まえ、学習内容や活動内容を工夫しながら可能な限り、授業や部活動、各種行事等の教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障しています。

#### （1）児童生徒及び教職員の感染状況（令和4年4月1日から令和4年12月18日）

令和4年4月1日以降、令和4年12月18日までの間に児童生徒の感染者は58,592人、教職員の感染者は4,258人、感染者が発生した学校は507校となっています。



#### （2）年間を通しての傾向など

##### ・児童生徒の感染状況

令和4年4～12月の感染状況については、6月下旬～9月上旬のいわゆる第7波があり、市中の感染拡大に伴い、市立学校関係者においても感染者が急増しました。児童生徒の感染者数は、1週間に最大5,070人の報告がありました。

感染した児童生徒の症状については、ほとんどが有症状で、発熱、咳、頭痛、味覚・嗅覚の異常等が報告されていますが、重症例はありません。

<表 児童生徒の感染状況（令和4年4月1日から令和4年12月18日）>

| R4年度 | 4月    | 5月    | 6月    | 7月     | 8月     | 9月    | 10月   | 11月   | 12月   | 合計     |
|------|-------|-------|-------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 小    | 3,655 | 2,007 | 1,154 | 8,811  | 7,893  | 5,498 | 2,229 | 5,625 | 4,449 | 41,321 |
| 中    | 1,116 | 582   | 298   | 3,978  | 3,099  | 1,586 | 955   | 2,078 | 1,688 | 15,380 |
| 高    | 143   | 60    | 31    | 438    | 296    | 180   | 111   | 206   | 102   | 1,567  |
| 特    | 22    | 17    | 15    | 69     | 77     | 38    | 8     | 45    | 30    | 321    |
| 計    | 4,936 | 2,666 | 1,498 | 13,296 | 11,365 | 7,302 | 3,303 | 7,954 | 6,269 | 58,589 |

## ・学校の状況

令和4年4月1日から令和4年12月18日までに、教職員と児童生徒で陽性が確認された市立学校は507校ありました。児童生徒等や教職員の陽性が判明した場合、学校での活動の状況を踏まえ、学校内で感染が広まっている可能性が高いと判断した場合、必要に応じて、教育委員会が臨時休業を実施しました。臨時休業とした学校が延べ323校あり、内訳は、学校全体の臨時休業が1校、学級閉鎖が322校でした。

学校内では、マスクの取り扱いについて、国の方針を踏まえ、「屋外では原則不要」、「屋内では、人との距離が確保でき、会話をほとんど行わない場合には、換気に留意した上で不要」、「体育の授業や部活動等運動時及び登下校中は不要」としています。また、給食・昼食の場面での感染症対策については、国の方針を踏まえ、「机を向かい合わせにせず、なるべく離れた状態で、会話は可能」とした旨、学校に通知しています。

## 5 感染症対策

### (1) 臨時休業の考え方

18ページを御参照ください。

### (2) 「横浜市立学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づいた感染症対策

学校では、学校における基本的な感染症対策をまとめた「横浜市立学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」(以下、「衛生管理マニュアル」という。)に基づき、次に示す感染拡大防止措置の徹底を引き続き図りながら、教育活動を継続しています。

詳細については、別紙「衛生管理マニュアル」を御参照ください。

#### 「衛生管理マニュアル」通知抜粋（令和4年11月11日付教小企第2906号）

- 学校の活動による感染拡大を招かないよう、手洗い、換気、3密の回避といった基本的な感染症対策を徹底し教育活動を継続
- 健康観察の徹底
  - ・日頃の健康観察を注意深く行い、発熱・のどの痛み等の風邪症状がある場合は登校・出勤を控え、症状が無くなるまで自宅で休養（同居する者に症状がある場合も同様）
  - ・必要に応じて、有症状時は抗原検査キット、無症状時は無料PCR検査(※1)の活用を検討（ただし、いずれもウイルス量が少ない段階では、陰性になる場合もあることを念頭において対応）
  - ・家族全員の感染予防策の徹底やリスクの高い行動の回避
- 屋外では、原則マスク着用は不要
  - ※ 人との距離が保てず、会話をする場合はマスク着用をお願いすること。ただし、距離を保って会話をする場合は、マスク着用は不要。
- 屋内では、人との距離が確保でき、会話をほとんど行わない場合には、換気に留意した上でマスク着用は不要。

- 体育の授業や部活動等運動時、登下校中は、マスク着用は不要。
  - ・屋内では、十分な換気を行うこと（衛生管理マニュアル「4(1)換気の徹底について」参照）
  - ・体育の授業については、衛生管理マニュアル「7(5)教科等における指導」の「体育、保健体育の欄」を参照
  - ・部活動については、本通知の「6部活動等について」を参照。
- 様々な事由によりマスクを着用できない等の児童生徒については、マスクに関わって、つらい思いをしないよう、それぞれの状況に応じ、適切に配慮
- 学年・学校単位で活動する際には、前述のとおり感染症対策を徹底し、陽性者や複数の発熱等の風邪症状を有する者・濃厚接触者(※2)が発生している学年は、学年・学校単位の活動を控えるなどの対策を徹底

(※1)神奈川県 PCR 等検査無料化事業（検査ができる場所のリストの掲載あり）

<https://3ce11065.viewer.kintoneapp.com/public/e7332448a3594bdd3487cfb6616126aa24ab906ed6f58158f8e30b38d0a436f1#/>

(※2) 同一学級で陽性となった児童生徒の学校生活における濃厚接触者

### (3) 学校における給食・昼食の場面での感染症対策について

11月29日に発出された文科省通知を踏まえ、横浜市立学校での給食・昼食時の会話等の取扱いについて整理し、以下のとおり、12月6日に学校あてに通知を発出しました。

#### 学校における給食・昼食の場面での感染症対策について（通知）

令和4年11月29日に、文部科学省から事務連絡『「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について』（以下「文科省通知」という。）が発出されました。文科省通知で示された飲食の場面における感染対策を踏まえ、横浜市立学校における給食・昼食の場面での感染症対策、特に会話の取扱いを見直しました。各学校におかれましては、「横浜市立学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（以下「本市マニュアル」という。）、及び本通知に基づき、引き続き感染症対策に取り組んでいただくようお願いいたします。

#### 1 給食・昼食の場面での感染症対策

現在の本市マニュアルの記載内容について、本通知以降は、以下のとおり取扱いを変更します。

<現行> （本市マニュアル P36～38 「7(4) 給食・昼食における指導」）

小学校・中学校・高校

・机は寄せずなるべく離れた状態で全員が同じ方向を向き、会話を控え静かに食べます。

特別支援学校

・会話などできるだけ控え、静かに食べるようにします。



<変更後>

小学校・中学校・高校

・机を向かい合わせにせず、なるべく離れた状態で、大声での会話を控えて食べます。

特別支援学校

・会話などできるだけ控え、静かに食べるようにします。（※特別支援学校は変更なし）

## 2 変更後の取扱いにかかる具体的対応

机は引き続き向かい合わせにせず、寄せずになるべく離れた状態で食べることにします。また、換気についても、現在の取組（給食・昼食中は、窓・扉を開けることに加え、換気扇や扇風機等も活用し、確実に換気を行う。）を継続してください。

それらの取組が確実に実施されている場合は、大声での会話を控えて、給食の時間において、マスクを外した状態で、児童生徒等の間で会話を行うことも可能とします。

なお、文科省通知が給食時の会話に主眼を置いた通知であること、また、市民（保護者）の関心の高まりから早期の対応が求められる状況にあること等を踏まえ、「給食・昼食の場面での会話」に限り、本通知により取扱いを変更します。

## 学校安全部会及びゲーム障害に関する部会について

### 1 概要

横浜市学校保健審議会は、部会を置くことができるとこととされています（横浜市学校保健審議会条例第6条の2第1項）。令和3年2月以降の部会について報告します。

### 2 部会の開催状況

本審議会における部会は、部会長及び委員、臨時委員をもって組織（同条例第6条の2第2項及び第3項）され、教育委員会からの諮問に応じて調査審議を行います（同条例第2条）。令和3年2月1日から令和4年12月22日までの期間中、本審議会では、「学校安全部会」を全ての部会の合計で35回、「ゲーム障害に関する部会」を計3回、開催し、調査審議を行いました。

### 3 学校安全部会

横浜市では、文部科学省の「学校事故対応に関する指針」に基づき、学校の管理下で事故が発生した場合に、本審議会の部会として、学校事故等の事案ごとに「学校安全部会」を設置し、各部会で調査審議を行うこととしています。

なお、学校安全部会については、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合（横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条ただし書）に該当するため、横浜市学校保健審議会運営要領第11条の規定に基づき、会議を非公開する取扱いとしています。

#### 【学校安全部会の状況】

| 年度                          | 開催部会数 | 開催回数(総計) |
|-----------------------------|-------|----------|
| 令和2年度 (R3. 2. 1～R3. 3. 31)  | 3     | 3        |
| 令和3年度 (R3. 4. 1～R4. 3. 31)  | 9     | 25       |
| 令和4年度 (R4. 4. 1～R4. 12. 22) | 5     | 7        |

### 4 ゲーム障害に関する部会

ゲーム障害に関する部会は、令和元年度第一回横浜市学校保健審議会（令和元年12月23日）の審議事項「ゲーム障害・ネット依存実態調査の項目について」、及び令和2年度第一回横浜市学校保健審議会（令和2年12月23日）の審議事項「「ゲーム障害・ネット依存実態調査」結果について」を受けて、部会として設置されました。

#### 【ゲーム障害に関する部会の状況】

| 年度                         | 開催回数 |
|----------------------------|------|
| 令和2年度 (R3. 2. 1～R3. 3. 31) | 1    |
| 令和3年度 (R3. 4. 1～R4. 3. 31) | 2    |



## 「横浜市立小中学校児童生徒に対するゲーム障害・ネット依存に関する実態調査」の報告書が提出されました。

横浜市学校保健審議会ゲーム障害に関する部会から「横浜市立小中学校児童生徒に対するゲーム障害・ネット依存に関する実態調査」の結果を分析し、考察・提言をまとめた報告書が提出されました。提言を踏まえ、教育委員会事務局内にプロジェクトチームを立ち上げて、検討を進めていきます。

### 横浜市立小中学校児童生徒に対するゲーム障害・ネット依存に関する実態調査

#### ■概要（令和2年10月実施）

目的：横浜市立学校の小学生及び中学生のゲーム障害及びインターネット依存(以下「ネット依存」といいます。)の実態及び課題を把握するとともに、対策を検討すること

対象：小学校4年生から中学校3年生までの児童生徒4,164名が回答(回収:31.4%)

内容：ゲーム依存(IGDS-J)、ゲームの使用状況、ネット依存(YDQ)、インターネットの使用状況、生活習慣、抑うつ症状及び健康状態

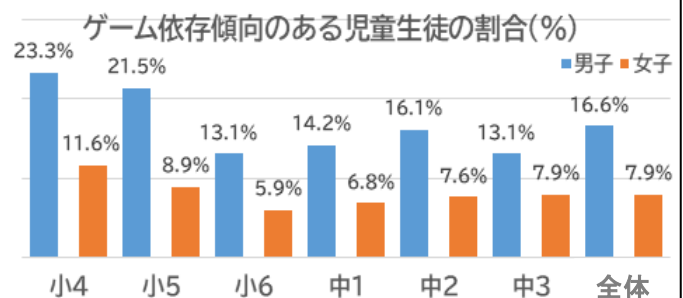
#### ■主な調査結果

##### 【基本情報】

- ・小学校6年生で約4割、中学校3年生で約8割が自分用のスマートフォンを所持
- ・情報通信機器のフィルタリング状況について「フィルタリングをしていない」「分からない」が約3割
- ・オンラインゲームの使用機器は、学年の進行とともにスマートフォンに移行
- ・インターネット利用時の使用機器は、中学校では据え置き型ゲーム機を除き、スマートフォンに集約される傾向

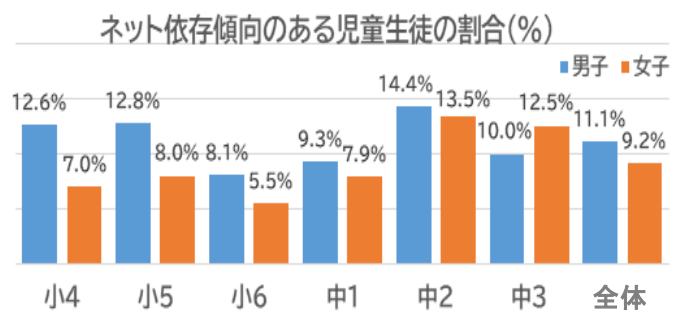
##### 【ゲーム依存傾向】

- ・オンラインゲームをしたことがあると回答した児童生徒のうち12.6%が該当(当該調査の全回答者に占める割合は8.9%)
- ・ゲーム依存傾向は、女子と比較すると男子の割合が高く、また、男子の小学校4年生及び5年生で割合が高い。
- ・抑うつ症状がある児童生徒は、抑うつ症状がない児童生徒に比べ、ゲーム依存傾向の割合が3.27倍



##### 【ネット依存傾向】

- ・動画サイト、SNSを利用したことがあると回答した児童生徒のうち10.0%が該当(当該調査の全回答者に占める割合は9.4%)
- ・ネット依存傾向は、男子、女子ともに中学校2年生の割合が最も高い。
- ・抑うつ症状がある児童生徒は、抑うつ症状がない児童生徒に比べ、ネット依存傾向の割合が4.65倍



### 【ゲーム依存傾向・ネット依存傾向共通】

- ・平日及び休日の就寝時刻並びに平日の起床時間が遅く、習い事、塾、部活動をしないほどゲーム依存傾向又はネット依存傾向が認められた。
- ・両方又はどちらか一方の依存傾向のある児童生徒は、「家ではホッとできる」、「親にはいろいろ相談できる」、「学校は楽しい」、「何でも話せる現実の友達がいる」に対し、否定的に答える者が多い。また、小学生、中学生ともに、生活習慣の悪化(睡眠習慣、運動習慣)と深い関連が見られた。

### ※参考(本調査での用語)

【ゲーム依存傾向】「この一年の間に、ゲームをしている時のことばかり考えていた時期がありましたか」等の質問項目(9問)に「はい」が5つ以上の場合に該当

【ネット依存傾向】「あなたはインターネットに夢中になっていると感じますか」等の質問項目(8問)に「はい」が5つ以上の場合に該当

【抑うつ症状】「物事に対してほとんど興味が無い、または楽しめない」、「気分が落ち込む、憂うつ(心が晴れず暗い気持ちになること)になる、または絶望的な気持ち(物事に対してあきらめそうになること)になる」の2項目に対して、最近1か月間について「1全くない 2数日 3半分以上 4ほぼ毎日」で回答し、1を4点、2を3点、3を2点、4を1点とし、2項目の回答の合計点が3点以下の場合に該当

## 横浜市学校保健審議会ゲーム障害に関する部会・報告書

### ■部会の概要

目 的：実態調査結果の検討・分析、報告書内容の審議、教育委員会への提言

開催状況：第1回 令和3年3月11日、第2回 同年8月5日、第3回 同年10月5日

委 員：学識経験者、専門医、医師会等役員、横浜市PTA連絡協議会(計9名)

### ■主な考察

- ・スマートフォンの所持率が非常に高い。スマートフォンを持っていること自体を議論するよりも、その使用方法や内容に着目する必要がある。
- ・児童生徒が安心して保護者と関わることができ、家庭の中で安心して過ごせるようにすることがゲーム、ネット依存傾向の予防につながる。
- ・学校、保護者が、児童生徒のアクセスするコンテンツの内容について把握し、依存等への予防について互いに話し合い、対策を講じていくことが大切である。
- ・学校、家庭では、児童生徒の依存傾向を早期に発見できるよう意識を高める必要がある。
- ・依存傾向と心身の健康との関わりが見られる中、その背景と原因は、発達状況や生活環境など人によって様々である。依存傾向を予防したり、早期に発見、対応したりできるよう、児童生徒の育成に関わる機関が連携し、個々の状況に応じて対応していくことが大切である。また、児童生徒自身や保護者がいつでも相談できる環境を整えていくことが重要である。

### ■部会としての提言

【提言1】児童生徒のゲーム、インターネット利用の実態、心身の健康への影響や予防のための具体的な取組について保護者、学校等の理解を深める。

【提言2】発達の段階に応じたルールづくりや家庭での話し合いを推進する。

【提言3】学校で発達の段階に応じたゲーム障害・ネット依存に関わる予防に向けた教育を計画的に行う。

【提言4】学校と家庭との連携を深め、依存傾向の早期発見に努める。

【提言5】各関係機関での連携を強化し、児童生徒、保護者がいつでも相談できる環境づくりを推進する。

### お問合せ先

教育委員会事務局健康教育・食育課長 永井 隆 Tel 045-671-3234

## ゲーム障害・ネット依存に関するプロジェクトチームの進捗状況について

### 1 概要

ゲーム障害・ネット依存実態調査（令和2年10月）の結果と、横浜市学校保健審議会ゲーム障害に関する部会からの提言を踏まえた今後の方向性に沿った取組を実施、推進するとともに、次年度の施策の実施につなげるため、「ゲーム障害・ネット依存に関するプロジェクトチーム」（以下「プロジェクトチーム」という。）を4月に局内に設置し、4月～9月まで5回の会議において具体的な検討を進めてきました。

※本資料では、教育委員会の視点で表記したため、他局の相談機関の記載を省略

**提言を踏まえた今後の方向性**

部会からの5つの提言を踏まえ、局内にプロジェクトチームを立ち上げて、令和4年夏に向けて、次の3つの方向性で検討を進めていきます。

- **ゲーム障害・ネット依存の正しい理解の普及啓発**
  - 実態調査の結果を活用し、理解が深まるよう保護者や学校に対して普及啓発を行います。
- **家庭と連携した発達の段階に応じたゲーム障害・ネット依存の予防のための取組の推進**
  - 学校において児童生徒の発達の段階に応じた予防のための取組を推進します。
  - 児童生徒の依存傾向を早期発見できるように学校と家庭の連携を促進します。
- **ゲーム障害・ネット依存の問題解決に向けた相談機能の強化**
  - 児童生徒の依存傾向等の困りごとについて、学校における相談機能の強化に取り組みます。
  - 各関係機関での連携を強化するとともに、児童生徒、保護者への適切な相談先等の情報提供を行います。

### 2 年間スケジュール、取組・施策の対象者

| 時期 | プロジェクトチーム | 事務局          | 主な内容              |
|----|-----------|--------------|-------------------|
| 4月 | 第1回会議     | (事前打合せ、会議準備) | 顔合わせ、経緯・報告書内容説明   |
| 5月 | 第2回会議     | (事前打合せ、会議準備) | 取組・施策の整理、年間スケジュール |
| 6月 | 第3回会議     | (事前打合せ、会議準備) | 施策・取組の全体像、方向性の確認  |
| 7月 | 第4回会議     | (事前打合せ、会議準備) | ターゲットの明確化、施策・取組一覧 |
| 9月 | 第5回会議     | (事前打合せ、会議準備) | 4年度取組の確認、医療機関との調整 |
| 1月 | 第6回会議     | (事前打合せ、会議準備) | 4年度取組の振り返り        |

【参考：役割の整理及びターゲットの明確化（第4回会議資料の一部抜粋）】

【教育の役割】 **一次支援（予防・普及啓発）** + **二次支援（早期発見・早期支援）**

**ターゲット①**  
日常的にオンラインゲーム、SNSや動画視聴している小学校3年生の児童とその保護者

**ターゲット②**  
オンラインゲーム、SNS、動画にこれから触れる小学校3年生の児童とその保護者

**ターゲット③**  
ゲーム又はネットの依存傾向が高く、医療機関へのつながりが必要な児童生徒とその保護者

(二次支援)・相談を通じて、専門家(団体を含む。)へつなぐ。

- ・専任教諭、養護教諭、担任教諭等への研修の実施（予防・普及啓発＋早期発見・早期支援）
  - ・保護者向け「ゲームとのつきあい方」チラシ配布（予防・普及啓発）
  - ・小学生向けのリーフレット（5年度配布）の素案作成（予防・普及啓発）
- 等

### 3 具体的な取組（令和4年度、令和5年度案）

※令和5年度については、予算案の審議、議決を経ることが実施の条件となります。予算の議決がなされない時は成立しません。以下では、各取組の予定を記載しています。

#### (1) ゲーム障害・ネット依存の正しい理解の普及啓発

| 対象                  | 時期               | 具体的な取組   | ねらい  |
|---------------------|------------------|--|--|
| 専任教諭                | 4年8月18日          | こころの健康センター家族教室セミナー「ゲーム依存の理解と対応～医療対応が必要な事例を中心に～」への参加（専任教諭等） | ゲーム依存を学び、問題の背景への理解、背景に沿った適切な助言と支援が重要であることへの理解を深める。 |
| SC                  | 4年9月～            | ゲーム障害、ネット依存傾向の児童生徒に関する相談事例の共有                              | 心の専門家としてSCが現場で対応した相談事例を共有する。                       |
| 養護教諭<br>担任教諭<br>校長等 | 4年10月6日          | 学校保健研修「児童精神科医の視点から見た子どものゲーム依存」                             | 養護教諭、担任教諭、校長等に対してゲーム依存の正しい理解を普及啓発する。               |
| SSW                 | 4年10月17日         | 「SSW連絡会」での報告書概要及びプロジェクト検討状況の周知                             | 関係機関とのつなぎ役のSSWに現状と検討状況を共有する。                       |
| 保護者                 | 4年12月<br>5年12月予定 | 「ゲームとのつきあい方」チラシ配布（健康福祉局との連携事業）                             | 12月の個人面談前に配布し、面談で話題にしてもらう。                         |
| 児童・保護者              | 5年上半期予定          | 小学生向けリーフレットの配布   | 発達段階に応じて授業で活用。家庭では保護者が読むことによって家庭での予防につなげる。         |

#### (2) 家庭と連携した発達の段階に応じたゲーム障害・ネット依存的予防のための取組の推進

| 対象     | 実施時期             | 具体的な取組                         | ねらい  |
|--------|------------------|--------------------------------|--|
| 学校     | 5年4月～            | 協力校におけるゲーム障害・ネット依存的予防・啓発のモデル実施 | 協力校(小学校)を支援し、先行事例とする。                      |
| 児童・保護者 | 5年上半期予定          | 小学生向けリーフレットの配布（再掲）             | 発達段階に応じて授業で活用。家庭では保護者が読むことによって家庭での予防につなげる。 |
| 保護者    | 4年12月<br>5年12月予定 | 「ゲームとのつきあい方」チラシ配布（健康福祉局との連携事業） | 家庭で保護者と子供が話し合いをするきっかけを作る。                  |

#### (3) ゲーム障害・ネット依存の問題解決に向けた相談機能の強化

| 対象 | 実施時期     | 具体的な取組                | ねらい                          |
|----|----------|-----------------------|------------------------------|
| 学校 | 4年8月～10月 | 専任教諭、養護教諭等への研修の実施（再掲） | 学校の相談機能の強化を図る。               |
| 学校 | 4年8月～    | 関係機関等との連携、情報収集        | 学校の対応が難しい場合に案内できる専門機関等を把握する。 |

### 4 今後のプロジェクトチームでの取組

- ・小学生向けのリーフレット（5年度配布予定）の素案作成、デザイン委託
- ・学校における相談機能の強化につながる関係機関等（医療機関・福祉機関・若者支援機関・教育相談センター）との連携強化

### 5 プロジェクトチームが直面している課題、問題点

- ・医療機関につながる前の児童生徒の対応について、民間機関との連携を模索していますが、ゲーム障害やネット依存に特化した団体が少ない状況です。引き続き、健康福祉局から情報提供を受けながら、児童生徒の困り感に対応できるNPO等の団体を探す必要があります。
- ・ゲーム障害やネット依存の問題解決に向けては、ゲームやネットに関する問題だけに着目するのではなく、家庭での養育や児童生徒の発達特性など、背景にある多様な課題を含めた支援が不可欠です。学校は、それらの課題を適確にアセスメントした上で、課題に応じた関係機関と連携して支援することが必要です。